

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中小リストラ法等に係る買換え

Q: 当社は製造業を営んでいます。同業者から、製造業を営む法人に対する事業用資産の買換えの適用が新たに追加されたと聞きました。こういったものが追加されたのか教えてください。

A: 平成7年度の法改正により、中小リストラ法に係る買換え制度が追加されました。

追加された事業用資産の買換え制度は、次のような内容です。昭和56年12月31日以前に取得した国内にある土地等、建物又は構築物を譲渡して、その代わりに既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置の取得した場合には、その買換資産について、80%の課税の繰延べができる圧縮記帳が認められます。

この制度の適用対象となる者は、平成5年11月25日から平成9年3月31日までの間に「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」(中小リストラ法といいます)の承認を受けた特定中小企業者のうち、特別中小企業者に該当する個人及び法人です。

「特別中小企業者」とは、製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理業を営む一定のものうち、その営んできた事業の縮小が確実であると都道府県知事が認めた個人及び法人をいいます。

この買換えの制度は、平成7年4月1日以後の譲渡から適用されます。

